沖縄県委託事業　令和2年度 海外セールスコール支援事業

海外で行うセールス活動を支援します！

沖縄県が目指す「世界水準の観光リゾート地」実現に向け、
外国人旅行者の誘客活動を行う事業者のため、
海外で営業活動をする際の旅費の一部を助成いたします。

対象事業者

旅行 / ホテル / レンタカー / バス / タクシー

観光施設 / MICE誘致 / ブライダル / その他観光関連

対象国

タイ / シンガポール / マレーシア / インドネシア / フィリピン / ベトナム
アメリカ / カナダ / オーストラリア / ロシア / ヨーロッパ各国 / 中東各国

●対象期間：2020年4月1日（沖縄出発日）～2021年2月28日（現地出発日）

●助成対象費用：航空運賃（エコノミークラス）及び宿泊費用の一部

お問い合せ先：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
誘客事業部海外プロモーション課　沢岻、曽我部
TEL：098-859-6127／E-mail:shien@ocvb.or.jp

OCVB

詳細・申請用紙は“OCVBウェブサイト”で！

海外セールスコール支援事業　検索

助成額

地域区分	助成対象地域	助成額	助成上限額
区分A	タイ・シンガポール・マレーシア・インドネシア・フィリピン・ベトナム	航空運賃と宿泊費（※1）の合計額の50%	8万円/人（※2）
区分B	アメリカ・カナダ・オーストラリア・ロシア・ヨーロッパ各国・中東各国		15万円/人（※2）

（※1）宿泊費は、沖縄県の旅費規程で地域ごとに定める額を上限としています。
（※2）1回の活動に対して助成できるのは、1社2名までとなります。
1回の渡航で複数国にて活動を行った場合、活動した国の数に応じて助成しますが、上限額は25万円/人となります。

手続きの流れ

STEP 1 ：申請　海外でのセールス活動実施予定日の10営業日前までに申請書類をご提出ください。

STEP 2 ：報告　海外でのセールス活動終了日から起算して15営業日以内に実施報告書類をご提出ください。

STEP 3 ：精算　交付決定通知書に記載された提出期限日までに、ご請求書をご提出ください。
請求書を受け取り後、OCVBより助成金のお振込みとなります。

助成対象となるもの
○ 県内の観光関連事業者が、海外から沖縄県内へ旅行客を誘客する目的であるもの
○ 出張期間において、用務可能な日の3/4以上、1日あたり3社以上にセールス活動をしていること
○ 海外における観光に関するものやMICE等をテーマとした博覧会・商談会・イベント等へ参加するものであること
○ 海外の企業・団体等を訪問するセールス活動であり、実施内容が明確かつ、誘客に繋がるものであること
○ 出張行程が沖縄県内を発着地とするものであること
○ 航空運賃、宿泊費の価格が、市場の適正価格であること

助成対象外となるもの
× 展示・販売を主な目的とするイベントへの参加
× 当該イベントの開催地が日本国内であるもの
× 芸能関連のイベントへの参加
× 帰郷や観光、申請事業者の本社や支社との打ち合わせのための出張
× 視察や市場調査、研修を目的とする場合
× 名刺交換や挨拶のみを実施した場合
× 沖縄県内にある事業者であっても、県外本社や支社に所属する者が行う出張
× 日本に拠点をもつ企業・団体等へのセールス活動

お問い合せ先：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
誘客事業部海外プロモーション課　沢岻、曽我部
TEL：098-859-6127／E-mail:shien@ocvb.or.jp

OCVB

詳細・申請用紙は“OCVBウェブサイト”で！

海外セールスコール支援事業　検索